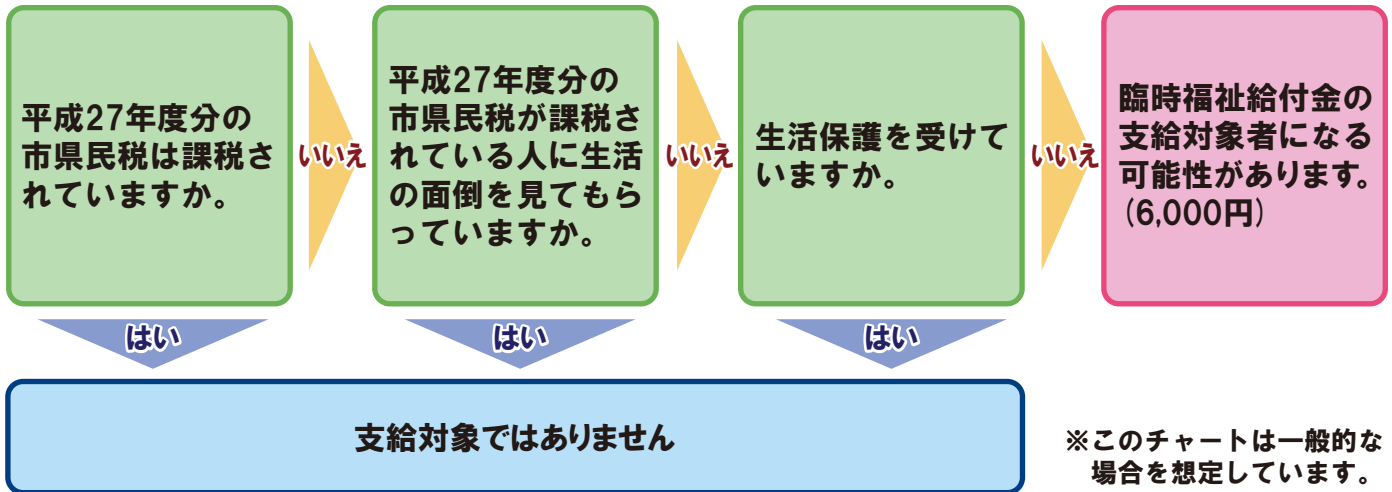


あなたは支給対象者？

確認しよう！対象者診断チャート

※基準日は平成27年1月1日

スタート



※このチャートは一般的な場合を想定しています。

ここが知りたい！臨時福祉給付金Q&A

Q 自分に市県民税が課税されているかどうかは、どうすれば分かりますか。

A 次の場合には基本的に市県民税が課税されています。

- 自分の「市県民税」の納税通知書が届いている場合
- 自分の給与支給明細書の「市県民税」の項目に課税額が記載されている場合
- 自分の給与や年金の収入が下表の非課税限度額以上の場合(控除内容等により非課税限度額は変わります)

給与所得者

区分	非課税限度額 (給与収入ベース)
単身	96万5,000円
夫婦	146万9,000円
夫婦子1人	187万9,999円
夫婦子2人	232万7,999円

公的年金等受給者

区分	非課税限度額 (年金収入ベース)	
単身	65歳以上	151万5,000円
	65歳未満	101万5,000円
夫婦	65歳以上	201万9,000円
	65歳未満	159万2,000円

Q 基準日の翌日以降に津市へ転入しました。臨時福祉給付金の申請はできますか。

A 平成27年1月2日以降に市外から転入した人については、平成27年1月1日現在で住民登録があった市区町村へお問い合わせください。

「臨時福祉給付金」を装った

振り込め詐欺や個人情報情報の詐取に注意！

自宅や職場などに津市や三重県、厚生労働省の職員などをかたった不審な電話などがあった場合は、最寄りの警察署か津市臨時福祉給付金窓口専用ダイヤルまで、至急ご連絡ください。

津警察署 ☎213-0110 津南警察署 ☎254-0110

